

# 「商標としての使用を禁止される標章に関するガイドライン」 の公表

公表日：2023-01-19

『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」における「知的財産権の根幹保護の強化、知的財産権登録出願品質監督管理の強化に関する配置」を深く徹底実行し、関連市場主体が商標登録と使用過程において信義誠実の原則に従い、社会主義の基本的価値観を発揚し、公序良俗を維持するよう指導するために、国家知識産権局は「商標としての使用を禁止される標章に関するガイドライン」の作成を組織し、関連市場主体の参考使用に供する。

出所:国家知識産権局ウェブサイト 2023 年 1 月 19 日  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art\\_66\\_181565.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/19/art_66_181565.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。